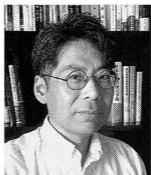


山田 奨治

国際日本文化研究センター教授



やまだ・しょうじ

1963年生まれ。筑波大修士課程修了、京都大博士(工学)。筑波技術短大助手などを経て2011年から現職。著書に「日本文化の模倣と創造」「日本の著作権はなぜこんなに厳しいのか」など。

類似許さぬ現代社会

エンブレムも新国立競技場も、東京五輪を盛り上げる国民的な機運がもっと高ければ、国内でこれほどのパッシングを受けることはなかっただろう。資材と労働力を東京に取られて、

日本中で建設工事が高騰している。五輪の予算を福祉のために使えば、どれほどの人が助かるだろうか。エンブレムのデザインがどうのというまえに、東京五輪の開催そのものが、全国津々浦々の人々から歓迎されていないということではないか。エンブレムはブランドイメー

ジを高めるために創る。それが傷付いてしまえば、取り下げもやむをえない。決断が遅かったという声にもうなずける。しかし、本当にこれでよかったのだろうかという思いも残る。

近代デザインのひとつの特徴は、シンプルな幾何学図形を組み合わせた表現にある。そうした構成主義による限り、すでにあるものと似たデザインが生まれやすい。過去の作品がネットに集積されたことで先行デザインを容易に参照でき、似たものをみつけやすくなっている。

近代以後は作品のオリジナリティー信仰が肥大化し、それを生み出す作家という存在が過度に崇拝される時代でもある。五輪エンブレムの問題は、構成主義・独創性・作家性といった「近代の病」に、現代のインターネットの情報集積・探索力が加わったことで、構造的に生み出されたものだ。

著作権侵害が認められるには、少なくとも原作品の著作物性、表現の中核部分の類似性、原作品への依拠性が証明されなければならぬ。それが100年以上にわたる日本の近代著作権法の歴史と判例の積み重ねのなかで築き上げられた、社会的な合意だといってもよい。佐野氏にかかわる諸問題のうち五輪

エンブレム本体のデザインに限って言えば、ベルギーの劇場ロゴを盗用したとの見方は、著作物性・類似性・依拠性のいずれの観点からも難があり、日本の法律では著作権侵害にあたらない可能性が高い。その点は多くの法律専門家も同意見だろう。登録制の商標権については、そもそもベルギーのロゴが登録されていないのだから、これも問題ない。法的には問題なさそうなデザインを、ネットと一部メディアによる私刑のような形で葬ったことは、正当だと言いつけるだろうか。

日本には本歌取りの技法があり、「コピペ」のようなものは寛容だった。しかし鎌倉時代に和歌の本歌取りを確立した藤

原定家も、江戸時代に俳諧の類似句を論じた向井去来も、似たものの奥にある趣向の差別化にはこだわった。彼らは表現が似ていても趣向が異なれば別の作品だと考えた。しかし現代では表面的な類似ばかりに関心が集まる。作者が込めた趣向の違いを嗅ぎわけることを、もっと楽しんでよいのではないか。

シンプルな表現を求めるならば、似たものはすでにどこかにあると考えたほうがよい。違法な無許諾デッドコピーは論外だが、ただ似ているだけでアウトだということならば、世のデザインは窒息してしまう。わたしたちはいったいどういふ世界を生きたいのか、それが問われている。

(寄稿)